



第50号

暮らしを学ぼう

中区消費生活推進員だより

横浜市消費生活推進員とは？

横浜市消費生活推進員は、自治会町内会長からの推薦や公募により募集を行い、市長から委嘱を受けて各地区で活動を行っています。

また、市や区役所で実施する研修等で、消費生活に関する正しい知識とトラブル時に対応できる「消費者力」を身に付け、身に付けた知識を地域の皆さんに広げる活動も行っています。

例えば…

悪質商法の被害や手口を紙芝居やクイズ等で、楽しく分かりやすく伝え、被害の未然防止を図る講座の開催



振り込め詐欺等の被害に遭わないよう、啓発チラシを配布する活動



★消費生活に関する、商品やサービスの契約トラブルでお困りの方は下記『横浜市消費生活総合センター』まで！

中区消費生活推進協議会の取組について

中区では、「かしこく・楽しく・安心ライフ」を活動テーマとして、年間を通じて区及び地区で様々な活動を行っています。

●ハローよこはまへの出店

区民の皆様へ、「だまされやすさ心理チェック」を行い、消費者被害にあわないよう啓発を行いました。

●伊勢佐木モールでの啓発活動

消費者トラブル防止キャンペーンとして、伊勢佐木警察署と合同で啓発活動を行いました。



契約などの消費生活トラブルで困った時は、

横浜市消費生活総合センターにお電話ください。

相談専用電話 **045-845-6666**

平日／9:00～18:00

土・日／9:00～16:45

もしくはこちら

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

令和7年3月発行

発行:中区消費生活推進協議会(中区役所地域振興課内) 〒231-0021 中区日本大通35番地 TEL:045 (224) 8140